

地域警察運営に関する訓令の運用について（例規）

最終改正 令和 7. 4. 30 例規装第22号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

地域警察運営に関する訓令（平成 7 年京都府警察本部訓令第 1 号）に基づき、地域警察官の勤務制、活動要領及び幹部の職務等の地域警察運営に関する細部事項を定めたものです。